

廃止 2009.07.22 大統領令第 21634 号

コンピュータプログラム保護法施行令は、廃止する。

付 則<第 21634 号、2009.7.22>(著作権法施行令)

第 1 条(施行日) この令は、2009 年 7 月 23 日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条(他の法令の廃止) コンピュータプログラム保護法施行令は、廃止する。

第 3 条及び第 4 条 省略

=参考=

制定 1987.07.24 大統領令第 12218 号
改正 1990.01.03 大統領令第 12895 号
改正 1993.03.06 大統領令第 13869 号
改正 1994.06.30 大統領令第 14311 号
改正 1996.06.07 大統領令第 15019 号
改正 1997.12.31 大統領令第 15598 号
改正 1998.12.31 大統領令第 16050 号
改正 2000.08.05 大統領令第 16942 号
改正 2001.07.16 大統領令第 17306 号
改正 2003.08.06 大統領令第 18083 号
改正 2007.04.04 大統領令第 19988 号
改正 2008.02.29 大統領令第 20676 号
改正 2008.07.03 大統領令第 20893 号

第 1 条(目的) 本令は、「コンピュータプログラム保護法」で委任された事項とその事項に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 <削除 2003.8.6>

第 2 条の 2 削除<2001.7.16>

第2条の3(補償金決定申請及び公告) ①「コンピュータプログラム保護法」(以下“法”という。)第13条によりプログラムを教科用図書に掲載しようとする者は、補償金決定申請書に**文化体育観光部令**が定める書類を添付して**文化体育観光部長官**に提出しなければならない。<改正 2000.8.5>

②**文化体育観光部長官**は、第1項による補償金決定申請書を受けたときには、その申請内容を法第26条の2第2項によるプログラム公報(以下、“プログラム公報”と称す)に公告しなければならない。<改正 2003.8.6>

[本条新設 1998.12.31]

第2条の4(補償金の決定通知及び公告) **文化体育観光部長官**は、法第13条の規定により補償金を決定したときには、その決定内容を補償金決定申請者とプログラム著作権者にそれぞれ通知しなければならない。但し、プログラム著作権者や彼の居所がわからない場合には、その決定内容をプログラム公報に公告しなければならない。<改正 2000.8.5>

[本条新設 1998.12.31]

第2条の5(補償金の供託) 法第13条第1項の規定によりプログラム著作権者に補償金の支給に代わってその補償金を供託することができる場合は、次の各号の1の通りである。

- 1.プログラム著作権者や彼の居所がわからない場合
- 2.プログラム著作権者が補償金の受領を拒否し、またはその他の事由によってプログラム著作権者に支給することができない場合
- 3.当該プログラム著作権を目的とする質権が設定されている場合(プログラム著作権者が当該質権を有した者の承諾を得た場合を除く)[本条新設 1998.12.31]<改正 2000.8.5>

第3条(プログラム使用の範囲) 法第18条第1項の規定によるプログラム使用の範囲は、複製・改作・翻訳・配布及び転送による使用を言う。<改正 2000.8.5,2001.7.16>

第4条(プログラム使用承認申請及び公告) ①法第18条第1項の規定によりプログラムの使用承認を得ようとする者は、プログラム使用承認申請書に**文化体育観光部令**が定める書類を添付して**文化体育観光部長官**に提出しなければならない。<改正 1996.6.7、1998.12.31、2000.8.5>

②**文化体育観光部長官**は、第1項の規定によるプログラム使用承認申請書を受けたときには、30日以上の期間を定めてその申請内容をプログラム公報に公告しなければならない。<改正 1996.6.7、1998.12.31>

③第2項の規定による公告事項に対して意見があるプログラム著作権者等は、書面でこれを**文化体育観光部長官**に提出することができる。<改正 1996.6.7>

第5条(プログラムの使用承認) ①**文化体育観光部長官**は、第4条第2項の規定による公告期間内にプログラム著作権者や彼の居所がわかる資料の提出がなく使用承認申請が正当であると認めるときには、補償金の額、プログラム使用の内容及び方法を定めてプログラムの使用を承認するが、次の各号の条件を付けることができる。<改正 1996.6.7>

- 1.プログラム著作権者の氏名及び最初の発行年度をプログラム複製物に表示するようにする事項
- 2.その他プログラム著作権者の権利を保護するために必要な事項

②**文化体育観光部長官**は、第1項の規定によりプログラム使用を承認したときには、その承認内容を使用承認申請者に通知しプログラム公報に公告しなければならない。<改正 1996.6.7>

第6条(プログラム使用承認の拒否) ①文化体育観光部長官は、プログラム使用承認申請が次の各号の1に該当すると認められるときには、これを拒否しなければならない。〈改正 1996.6.7〉

1.使用承認を申請したプログラムでなくても他の方法で使用承認申請者が意図する目的を十分に達成することができると判断されるとき

2.使用承認申請内容に虚偽の事実を記載したとき

3.第4条第2項の規定による公告期間内にプログラム著作権者や彼の居所が明らかにされたとき

4.その他プログラム使用承認申請の事由が消滅されたとき

②文化体育観光部長官は、第1項各号の規定により使用承認を拒否しようとするときには、その事由を明示して使用承認申請者に通知しなければならない。〈改正 1996.6.7〉

第7条 削除〈1998.12.31〉

第8条 〈削除 2003.8.6〉

第9条(委託管理機関の指定要件等) ①法第20条第1項で“大統領令が定める要件”とは、次の各号の要件をいう。〈改正 2001.7.16〉

1.コンピュータプログラム関連業務を遂行すること

2.文化体育観光部長官が定める人力と技術能力を備えること

3.非営利法人または機関・団体であること

②法第20条第1項の規定による委託管理機関(以下、“委託管理機関”という。)の指定を受けようとする者は、指定申請書に委託管理業務に関する規定等文化体育観光部令が定める書類を添付して文化体育観光部長官に提出しなければならない。〈改正 2001.7.16〉

③第2項の規定による委託管理業務に関する規定には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1.委託管理及びプログラムの利用に関する契約約款

2.プログラムの利用に対する使用料の料率に関する事項

3.法第20条第3項の規定による手数料の料率に関する事項

④第1項の規定により指定された委託管理機関の長は、委託管理業務に関する規定を変更する場合には、遅滞なくその内容を文化体育観光部長官に申告しなければならない。

⑤文化体育観光部長官は、委託管理機関に対して、前年度の事業実績及び当該年度の事業計画に関する資料の提出を要請することができる。〈改正 2001.7.16〉

[本条新設 2000.8.5]

第10条(プログラム著作権の代理・仲介業申告手続き) 法第20条第2項の規定によりプログラム著作権代理・仲介業の申告をしようとする者は、代理・仲介業申告書に代理・仲介業務に関する規定等文化体育観光部令が定める書類を添付して文化体育観光部長官に提出しなければならない。

[本条新設 2000.8.5]

第10条の2(預け機関) 法第20条の2第1項で“大統領令が定める者”とは、次の各号のいずれか一つに該当する者を言う。

1.法第20条第1項による委託管理機関

2.法第 35 条によるコンピュータプログラム保護委員会

3.その他プログラムの原始コード及び技術情報などを受けの能力があると**文化体育観光部長官**が認める法人または団体

[本条新設 2003.8.6]

第 10 条の 3(プログラム登録事項) 法第 23 条第 1 項第 6 号で「その他プログラム著作権の保護及び公正な利用と関連して大統領令で定める事項」とは、次の各号の事項を言う。

1. 登録権利者が 2 人以上の場合、各自の持分に関する事項
2. 法第 5 条の業務上創作に参加した者の表示に関する事項

[本条新設 2007.3.28]

第 10 条の 4(プログラム複製物の提出) ①プログラムの登録申請をしようとする者が法第 24 条第 1 項により提出するプログラム複製物は、プログラムを収録した CD-ROM・マイクロフィルム等の電算補助記憶媒体 1 部とする。②第 1 項によりプログラム複製物を提出しようとする時には、プログラム内容の全部を提出しなければならない。但し、プログラムの一部のみでもプログラムの創作事実を立証することができる場合には、**文化体育観光部令**が定めるところに従いプログラムの一部を抜粋して提出することができる。

[本条新設 2007.3.28]

第 10 条の 5(プログラム複製物の管理) **文化体育観光部長官**は、法第 24 条第 1 項により提出されたプログラム複製物を**文化体育観光部令**が定めるところにしたがい秘密が維持されるように保管し、必要な保安措置を講じなければならない。

[本条新設 2007.3.28]

第 10 条の 6(プログラム複製物の複製) プログラム著作権者は、法第 24 条第 1 項により提出したプログラム複製物の複製を**文化体育観光部長官**に要求することができる。

[本条新設 2007.3.28]

第 10 条の 7(申請主義) 法第 23 条及び第 26 条による登録は、法令に他の規定がある場合を除き当事者の申請によって行う。

[本条新設 2007.3.28]

第 10 条の 8(登録申請人) ①法第 26 条による登録は、登録権利者と登録義務者が共同で申請しなければならない。但し、登録権利者または登録義務者の委任状を添付した場合には、登録義務者または登録権利者のみで申請することができる。

②法院の判決(訴訟上和解その他確定判決と同じ効力を持つものを含む)による登録は、登録権利者または登録義務者のみで、相続その他の一般承継を原因とする登録は登録権利者のみでこれを申請することができる。

③登録名義人表示の変更または訂正の登録は、登録名義人が申請することができる。

[本条新設 2007.3.28]

第11条(登録申請) ①法第26条の2第1項により登録をしようとする者は、**文化体育観光部令**が定めるところにより登録申請書と添付書類を**文化体育観光部長官**に提出しなければならない。

②同時に2件以上の申請をする場合、登録原因及び目的が同一な場合に限り1件の申請書で登録を申請することができ、また各申請書に添付する書類の内容が同一な場合には、一つの申請書にこれを添付し他の申請書にはその旨を記載して該当書類の添付を省略することができる。

③**文化体育観光部長官**は、プログラムの創作に対する立証が必要な場合、創作と関連した書類を追加で提出することを要求することができる。

第12条(プログラム登録簿) 法第26条の2第1項によるプログラム登録簿(以下「プログラム登録簿」という)の書式は、**文化体育観光部令**で定める。〈改正 1996.6.7、2000.8.5〉

第12条の2(登録証の交付等) ①**文化体育観光部長官**は法第26条の2による登録申請を受けてこれをプログラム登録簿に記載した時には、登録を申請した者に対してプログラム登録証(以下「登録証」という)を交付しなければならない。

②プログラム著作権者は、登録証を失ったり古くなって使えなくなった時には、**文化体育観光部長官**に登録証の再交付を申請することができる。

[本条新設 2007.3.28]

第12条の3(登録の表示) プログラム著作権者は、法第26条の2第1項によって登録したプログラムの複製物に登録事実を表示することができる。

[本条新設 2007.3.28]

第13条(プログラム公報) **文化体育観光部長官**は、プログラム公報を2ヶ月に1回以上発行しなければならない。但し、プログラム公報を発行した後2ヶ月以内に公告する事項がない場合には、この限りでない。〈改正 1994.6.30、1996.6.7〉

第14条(プログラム登録簿の閲覧等) プログラム登録簿を閲覧し、またはその写本の交付を受けようとする者は、**文化体育観光部令**が定めるところによって申請書を**文化体育観光部長官**に提出しなければならない。〈改正 1994.6.30、1996.6.7〉

第15条(登録事項の変更等) ①プログラム登録簿に登録された事項に関してその権利者が登録事項を変更・訂正・抹消または抹消した登録の回復を申請しようとする時には、**文化体育観光部令**が定めるところにより申請書と添付書類を**文化体育観光部長官**に提出しなければならない。

②**文化体育観光部長官**は、第1項による変更・訂正・抹消または抹消した登録回復の申請を受けた時には、その内容をプログラム登録簿に記載した後、変更・訂正の場合にはその事実を提出された登録証に記載して申請者に交付し、抹消の場合にはその事実を申請者に通知し、回復の場合には新しい登録証を申請者に交付しなければならない。

第15条の2(錯誤・漏れの通知及び職権訂正) ①**文化体育観光部長官**は、法第26条によりプログラム登録簿に記載した事項について錯誤または漏れがあることを発見した時には、遅滞なくこれを登録権利者と登録義務者に通知しな

なければならない。

②文化体育観光部長官は、第1項の錯誤または漏れが登録公務員の過失による場合には、遅滞なくその登録を訂正し、その事実を登録権利者と登録義務者に通知しなければならない。

③文化体育観光部長官は、第1項または第2項による登録事項の訂正に利害関係を持った第三者がいる場合には、その第三者にも錯誤または漏れの内容とそれによる訂正事実を通知しなければならない。

[本条新設 2007.3.28]

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条(業務の委託) 文化体育観光部長官は、法第27条により次の各号の 業務法第35条によるコンピュータプログラム保護停委員会(以下、“委員会”という。)に委託する。〈改正 2001.7.16〉

- 1.法第23条の規定によるプログラムの登録
- 2.法第24条の規定によるプログラム複製物の受付
- 3.法第26条の規定によるプログラム著作権の移転登録等

[本条新設 2000.8.5]

第23条の2(電算情報処理組織による複製物管理) 法第28条の規定により電算情報処理組織により処理される複製物は電磁的媒体を通じて保管することができる。

[本条新設 2001.7.16]

第23条の3(不正複製物の取扱の拒否等の命令) ①文化体育観光部長官が法第34条の2第1項によりその取扱の拒否・停止または制限等をするように命令しようとする場合には、その事由・命令の履行期間などを明示した文書としなければならない。〈改正 2003.8.6〉

②第1項の規定による命令の細部手続などに関し必要な事項は文化体育観光部長官が定めて告示する。〈改正 2003.8.6〉

第23条の4(是正勧告手続き) ①法第34条の3による委員会の是正勧告は、次の各号の事項を明示した書面または電子文書で行わなければならない。

1. 是正勧告の対象になる不正複製物の内容及び現況

2. 勧告事項
3. 是正期間
4. 是正勧告受諾拒否時の措置

②第1項により是正勧告の通知を受けたオンラインサービス提供者は、次の各号の事項を記載した書面または電子文書で委員会に是正勧告による措置結果を通報しなければならない。

1. オンラインサービス提供者の名称・住所及び連絡先
2. 是正勧告により措置した内容
3. 是正勧告の受諾を拒否する場合にはその事由

[本条新設 2007.3.28]

第23条の5(権利主張者の疎明) ①法第34条の4第1項によりプログラム著作権者またはプログラム排他的発行権者などであることを疎明しようとする者(以下、“権利主張者”という。)は次の各号のいずれかひとつに該当する資料をオンラインサービス提供者に提出しなければならない。

1. プログラム登録証の写しまたはプログラム著作権登録証の写し
2. 自己の氏名や名称(以下、“氏名など”という。)または広く知られた異名が表示されているプログラムの複製物
3. 権利主張者が法第20条第1項の規定による委託管理機関である場合には、そのプログラムが委託管理対象であることを証明する資料
4. その他自己がプログラム著作権者またはプログラム排他的発行権者などという事実を証明することができる資料

②権利主張者が法第34条の4第1項によりプログラムの複製・伝送の中断を要求しようとする時には、第1項による資料と共に次の各号の事項を記載した書面または電子文書をオンラインサービス提供者に提出しなければならない。

1. 複製・伝送が自己の権利を侵害するという趣旨の陳述
2. 複製・伝送の中断要求対象になったプログラムの名称またはそれに相当する文字や符号(以下、“名称など”という。)
3. 複製・伝送の中断要求対象になったプログラムが所在するオンラインサービス上の位置を確認することができる情報
4. 権利主張者の氏名など及び住所・電話番号・電子郵便住所など連絡所(以下、“連絡所”という。)
5. 権利主張者やその代理人の署名捺印
6. 正当な権原なしに複製・伝送の中断を要求する場合、それにより発生する損害を賠償するという趣旨

[本条新設 2003.8.6]

第23条の6(複製・伝送者に対する中断の通知) ①法第34条の4第2項によりプログラムの複製・伝送を中断したオンラインサービス提供者は、その中断した日から3日以内に次の各号の事項を記載した書面または文書で当該プログラムを複製・伝送する者(以下、“複製・伝送者”という。)にこれを通知しなければならない。

1. 複製・伝送が中断された日時
2. 複製・伝送が中断されたプログラムの名称など
3. 権利主張者が提出した疎明資料の内容
4. 権利主張者の氏名など及び連絡所

②オンラインサービス提供者は、第1項の規定による通知時複製・伝送者が自己の複製・伝送が正当な権原によるも

のであることを疎明して複製・伝送の再開を要求することができることを複製・伝送者に知られなければならない。

[本条新設 2003.8.6]

第 23 条の 7(複製・伝送者の疎明) ①法第 34 条の 4 第 3 項により自己の複製・伝送が正当な権原によるものであることを疎明しようとする複製・伝送者は次の各号のいずれか一つに該当する資料をオンラインサービス提供者に提出しなければならない。

1. プログラム登録証の写しまたはプログラム著作権登録証の写し
2. 自己の氏名などまたは広く知られた異名が表示されているプログラムの複製物
3. プログラムの著作権などを有している権利者から適法に複製・伝送の許諾を受けた事実を証明する契約書の写しまたはそれに相当する資料
4. プログラム著作権の保護期間が終了した場合には、その事実を確認することができる資料
5. その他自己がプログラム著作権者またはプログラム排他的発行権者などという事実を証明することができる資料

②複製・伝送者が法第 34 条の 4 第 3 項前段によりプログラムの複製・伝送の再開を要求しようとする時には、第 1 項の規定による資料と共に次の各号の事項を記載した書面または電子文書をオンラインサービス提供者に提出しなければならない。

1. 複製・伝送の再開を要求する趣旨の陳述
2. 複製・伝送の再開要求対象となったプログラムの名称など
3. 複製・伝送の再開要求対象となったプログラムが所在していたオンラインサービス上の位置を確認することができる情報
4. 複製・伝送者の氏名及び連絡所
5. 複製・伝送者やその代理人の署名捺印
6. 正当な権原なしに複製・伝送の再開を要求する場合、それにより発生する損害を賠償するという趣旨

[本条新設 2003.8.6]

第 23 条の 8(複製・伝送の再開通知等) ①法第 34 条の 4 第 3 項前段によりプログラムの複製・伝送の再開の要求を受けたオンラインサービス提供者は、次の各号の事項を記載した書面または電子文書で権利主張者に当該プログラムの複製・伝送の再開を通知しなければならない。

1. 複製・伝送を再開するプログラムの名称など
2. 複製・伝送者が提出した疎明資料の内容
3. 複製・伝送者の氏名など及び連絡所
4. 複製・伝送の再開予定日

②第 1 項第 4 号の規定による再開予定日は当該プログラムの複製・伝送の再開の要求を受けた日から 7 日以降 14 日以内とする。

[本条新設 2003.8.6]

第 23 条の 9(受領人の指定及び公知) ①オンラインサービス提供者は、法第 34 条の 4 第 4 項により受領人を指定しようとする場合には、プログラム不正複製物流通防止に関連した業務を担当する役員または部署の長の地位にいる者を指定しなければならない。

②オンラインサービス提供者が受領人を指定するか変更指定した時には、プログラムの複製・転送と関連したサービ

スを提供する自身のオンラインサービス初期画面に受領人の姓名・住所・電話番号・模写転送番号及び電子メールアドレスを表示しなければならない。

[本条新設 2003.8.6]

第 23 条の 10(分科委員会) ①法第 35 条第 6 項の規定による分野別分科委員会(以下、“分科委員会”という。)は、委員会の委員と構成する。

②分科委員会は次の各号の機能を遂行する。

1. 委員会の審議事項に対する検討
2. 委員会の審議事項に対する専門的な調査・研究
3. その他委員会が委任した事項

③分科委員会が委員会から委任を受けた事項に関して審議した時には、委員会が審議したものとみなす。

④第 1 項及び第 2 項に規定された事項外に分科委員会の構成・運営などに関して必要な事項は、委員会の審議を経て委員長が定める。

[本条新設 2003.8.6]

第 23 条の 11(事務局及び研究室) ①法第 35 条第 7 項の規定による事務局には局長 1 人と必要な職員を、研究室には室長 1 人と必要な研究員を置く。

②第 1 項の規定による事務局長及び事務局の職員と研究室長及び研究員は委員長が任免する。

③第 1 項の規定による事務局と研究室の組織・定員・運営などに関し必要な事項は委員会の審議を経て委員長が定める。

[本条新設 2003.8.6]

第 24 条(委員会の業務) 法第 36 条第 9 号で「その他プログラム著作権の保護及び公正な利用と関連して大統領令が定める事項」とは、次の各号の事項を言う。

1. プログラム著作権と関連した法令解釈に関する諮問
2. プログラム著作権と関連した法令情報の提供及びコンサルティング

[全文改正 2007.3.28]

第 24 条の 2(プログラム不正複製物申告センターの運営) 法第 36 条第 4 号によるプログラム不正複製物申告センターは、次の各号の業務を遂行する。

1. プログラム不正複製物に対する申告受付
2. プログラム不正複製物流通防止に関連した技術的諮問

[本条新設 2003.8.6]

第 25 条(委員長の職務) ①委員長は、委員会を代表し委員会会議の議長となり、その職務を統轄する。〈改正 1994.6.30〉

②委員長に事故があるときには、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第 26 条(委員の待遇等) ①委員会の委員長は常勤とし、委員長を除いた委員は非常勤とする。

②常勤委員に対しては報酬を支給し、非常勤委員には予算の範囲内で業務遂行に必要な実費を支給することができ

る。

[本条新設 2000.8.5]

第 27 条(委員会の運営) ①委員長が委員会を招集しようとする場合には、会議の開催日 5 日前までに会議の日時・場所及び審議案件を各委員に通知しなければならない。但し、緊急を要し、または已むを得ない事由がある場合には、この限りでない。

②委員会は、委員長を含んだ在籍委員過半数の出席で開議し、出席委員 3 分の 2 以上の賛成で議決する。〈改正 1998.12.31〉

③委員は自己と直接利害関係がある案件の審理に参加することができない。

④委員会は、次の各号の事項に関する規定を制定または改正するときには、文化体育観光部長官と協議しなければならない。〈新設 1994.6.30〉〈改正 1996.6.7、1998.12.31〉

1. 委員会の運営に関する事項

2. 削除〈2000.8.5〉

3. 事務局及び研究室の組織・定員及び運営に関する事項

⑤本令で規定したこと以外に委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の審議を経て委員長が定める。

[全文改正 2000.8.5]

第 27 条の 2(斡旋) ①法第 36 条の 2 の規定により紛争に関する斡旋を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した斡旋申請書を委員会に提出しなければならない。

1. 当事者の氏名及び住所(代理人がある場合には、その代理人の氏名及び住所を含む。)

2. 申請の趣旨及び原因

②第 1 項の規定による斡旋の細部手続などに関して必要な事項は委員会の審議を経て委員長が定める。

[本条新設 2003.8.6]

第 27 条の 3(調停申請) ①法第 38 条第 1 項の規定により調停を申請しようとする者は、委員会が定めるところによって調停申請書を委員会に提出しなければならない。

②第 1 項の規定による調停を申請するときには、委員会が定めるところによって調停申請金を予め納付し、調停が成立された場合には、調停費用を納付しなければならない。

③委員長は、第 1 項の規定による調停申請書を受けたときには、調停部を指定して調停申請書を回付しなければならない。〈改正 2003.8.6〉

第 27 条の 4(意見陳述の通知等) ①第 27 条の 3 第 3 項の規定により調停申請書の回付を受けた調停部が法第 39 条第 1 項の規定によって当事者、その代理人または利害関係人の出席を要求する場合には、7 日前までに書面で意見陳述の事由・日時及び場所等を通知しなければならない。〈改正 2003.8.6〉

②第 1 項の規定による通知書には、正当な事由なしにこれに応じない場合には、意見陳述を放棄したものと見なすという意を明示しなければならない。

③第 1 項の規定により通知を受けた当事者、その代理人または利害関係人は、指定された日時に出席して意見を陳述し、または書面で意見を提出することができる。

[本条新設 2000.8.5]

第 27 条の 5(経費の支給等) ①委員会は、調停当事者以外の者が委員会の出席要求に応じて出席したときには、手当と旅費等の経費を支給することができる。

②委員会は、調停が完結された場合には、その調停に関する調書と関係記録を管理・保管しなければならない。〈改正 2003.8.6〉

[本条新設 2000.8.5]

第 27 条の 6(鑑定) ①法第 38 条の 2 の規定によりプログラム及びプログラムと関連された電子的情報などに関する鑑定を受けようとする者は、次の各号の資料をプログラム鑑定申請書と共に委員会に提出しなければならない。

1. 鑑定対象プログラム(原始コードを含む。)
2. 鑑定資料提出目録
3. プログラム明細書
4. その他鑑定に必要であると判断され委員会で要請する資料等

②第 1 項の規定によるプログラム及びプログラムと関連された電子的情報等に関する鑑定の手続に関して必要な事項は委員会の審議を経て委員長が定める。

[本条新設 2003.8.6]

第 28 条 〈削除 2003.8.6〉

第 29 条(公聴会等) ①委員会は、議案を審議するにおいて必要であると認めるときには、公聴会を開催し、または利害関係がある者若しくは関係専門家の意見を聞くことができる。

②委員会の議案に対して利害関係がある者は、委員会に書面で意見を提出することができる。

第 30 条 〈削除 2003.8.6〉

第 31 条(予算及び決算等) ①委員会は、毎事業年度の終了前まで次の事業年度の事業計画及び予算案を**文化体育観光部長官**に提出して承認を得なければならない

②委員会は事業年度毎に事業実績書及び決算書を作成して当該事業年度終了後90日以内に**文化体育観光部長官**に提出しなければならない。

[本条新設 2001.7.16]

第 32 条 〈削除 2008.07.03〉

第 33 条(過怠料の賦課・徴収) ①**文化体育観光部長官**は法第 51 条の規定により過怠料を賦課する時には、当該違反行為を調査・確認した後、違反事実・過怠料金額などを書面で明示してこれを納付することを過怠料処分対象者に通知しなければならない。

②**文化体育観光部長官**は第 1 項により過怠料を賦課しようとする時には、10 日以上の期間を定めて過怠料処分対象者に口述・書面または電子文書による意見陳述の機会を与えなければならない。この場合、指定された期日までに意見陳述がない時には意見がないものとみなす。

③**文化体育観光部長官**は過怠料の金額を定めることにおいては、当該違反行為の同期と結果などを参酌しなければならない。

④過怠料の徴収手続は文化体育観光部令で定める。

[本条新設 2003.8.6]

附 則

本令は、公布した日から施行する。但し、第 10 条の規定は世界著作権協約が大韓民国に対して発効される日から施行する。

附 則[1990.1.3]

第 1 条(施行日) 本令は、公布した日から施行する。

第 2 条及び第 3 条 省略

附 則[1993.3.6]

第 1 条(施行日) 本令は、公布した日から施行する。

第 2 条ないし第 4 条 省略

附 則[1994.6.30]

本令は、1994 年 7 月 5 日から施行する。

附 則[1996.6.7]

本令は、1996 年 6 月 7 日から施行する。

附 則[1997.12.31]

本令は、1998 年 1 月 1 日から施行する。

附 則[1998.12.31]

本令は、1999 年 1 月 1 日から施行する。

附 則[2000.8.5]

本令は、公布した日から施行する。

附 則[2001.7.16]

本令は、2001 年 7 月 17 日から施行する。

附 則[2003.8.6]

本令は、公布した日から施行する。

附 則[2007.03.28]

①(施行日)本令は、207年4月5日から施行する。

②(他の法令の改正) 省略

付則(文化体育観光部とその所属機関職制)

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条から第4条まで 省略

第5条(他の法令の改正) ①からまで 省略

コンピュータプログラム保護法施行令の一部を次の通り改正する。

第2条の3第1項・第2項、第2条の4本文、第4条第1項から第3項まで、第5条第1項各号以外の部分・第2項、第6条第1項各号以外の部分・第2項、第9条第1項第2号・第2項・第4項・第5項、第10条、第10条の2第3号、第10条の5、第10条の6、第11条第1項・第3項、第12条の2第1項・第2項、第13条本文、第14条、第15条第1項・第2項、第15条の2第1項から第3項まで、第23条各号以外の部分、第23条の3第1項・第2項、第27条第4項各号以外の部分、第31条第1項・第2項、第32条各号以外の部分、第33条第1項・第2項前段・第3項のうち“文化体育観光部長官”をそれぞれ“文化体育観光部長官”にする。

第2条の3第1項、第4条第1項、第9条第2項、第10条、第10条の4第2項但し書、第10条の5、第11条第1項、第12条、第14条、第15条第1項、第33条第4項のうち“文化体育観光部令”をそれぞれ“文化体育観光部令”にする。 からまで 省略

付則(知識経済部とその所属機関職制)

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法令の改正) ①省略

②コンピュータプログラム保護法施行令のうち一部を次の通り改正する。

第32条を削除する。